

別表第1 (第19条関係)

種目	対象者・障害程度	用具特性	基準額 (円)	耐用年数 (年)	
介護・訓練支援用具	特殊寝台	下肢又は体幹機能障害2級以上	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	154,000	8
	特殊マット	下肢又は体幹機能障害1級以上(常時介護を要する者に限る。)	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	19,600	5
	特殊尿器	下肢又は体幹機能障害1級以上(常時介護を要する者に限る。)	尿が自動的に吸引されるもので、障害者又は介護者が容易に使用し得るもの	67,000	5
	入浴担架	下肢又は体幹機能障害2級以上(入浴に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。)	障害者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	82,400	5
	体位変換器	下肢又は体幹機能障害2級以上(下着交換等に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。)	介助者が障害者の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	15,000	5
	移動用リフト	下肢又は体幹機能障害2級以上の者	介護者が重度身体障害者を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。ただし、天井歩行型その他住宅改修を伴うものを除く。	159,000	4
	訓練いす	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害(下肢又は体幹機能障害にかかるものに限る。)の程度が1級又は2級であるものとして記載されているもので、原則として3歳以上のもの	原則として付属のテーブルをつけるものとする。	33,100	5
	訓練用ベット	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害(下肢又は体幹機能障害にかかるものに限る。)の程度が1級又は2級であるものとして、記載されているもので、原則として学齢児以上のもの	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	159,200	8
自立生活支援用具	入浴補助用具	下肢又は体幹機能障害者であって、入浴に介助を必要とする者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	90,000	8
	便器	下肢又は体幹機能障害2級以上	障害者が容易に使用し得るもの。(手すりをつけることができる。)ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	9,850	8
	T字状・棒状の杖	杖の使用により、歩行機能が補完される者	歩行時に身体を支え、安定させるために用いられるもの	3,150	3
	移動・移乗支援用具	平衡機能又は下肢もしくは体幹機能に障害を有し、家庭内の移動等において介助を必要とする者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。ア 障害者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	60,000	8
	頭部保護帽	転倒等により頭部を強打するおそれのある者	ヘルメット型で、転倒の際に頭部を保護できる性能を有するもの	12,160	3
	特殊便器	上肢障害2級以上	温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	151,200	8
	火災警報器	障害者等級2級以上(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発生し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	15,500	8
	自動消火器	障害者等級2級以上(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	28,700	8
	電磁調理器	視覚障害2級以上(視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	視覚障害者が容易に使用し得るもの	41,000	6
	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害2級以上	視覚障害者が容易に使用し得るもの	7,000	10
在宅療養等支援用具	聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害2級(聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯)	声、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの	87,400	10
	透析液加温器	腎臓機能障害3級以上で自己連続携帯式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行う者	透析液を加温し、一定温度に保つもの	51,500	5
	ネブライザー(吸入器)	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害者であって、必要と認められる者	障害者が容易に使用し得るもの	36,000	5
	電気式たん吸引器	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害者であって、必要と認められる者	障害者が容易に使用し得るもの	56,400	5
	動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)	呼吸器機能又は心臓機能障害3級以上であって、医師が必要と認めた者	動脈血中の酸素を測定できるものであって、障害者(児)又は介護者が容易に使用し得るもの	60,000	5
	酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う者	障害者が容易に使用し得るもの	17,000	10
	視覚障害者用体温計(音声式)	視覚障害2級以上(視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	視覚障害者が容易に使用し得るもの	9,000	5
	視覚障害者用体重計	視覚障害2級以上(視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	視覚障害者が容易に使用し得るもの	18,000	5

種目	対象者・障害程度	用具特性	基準額 (円)	耐用年数 (年)	
情報・意思疎通 支援用具	携帯用会話補助装置	音声機能若しくは言語機能障害者又は肢体不自由者であって、発声・発語に著しい障害を有する者	携帯式で、言葉を音声又は文章に変換する機能を有し、障害者が容易に使用し得るもの	98,800	5
	情報・通信支援用具	視覚障害2級以上又は上肢の身体障害2級以上	障害者が情報機器を使用するに当たり必要となる特殊な周辺機器及びソフト	100,000	5
	点字ディスプレイ	視覚障害2級以上の身体障害者であって、必要と認められる者	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの	383,500	6
	点字器	視覚障害2級以上	標準型(32マス18行、両面書真鍮板製)、点筆	10,400	7
	点字タイプライター	視覚障害2級以上(本人が就労もししくは就学しているか又は就労が見込まれる者に限る。)	視覚障害者が容易に使用し得るもの	63,100	5
	視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害2級以上	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者が容易に使用し得るもの	録音再生機 85,000 再生専用機 35,000	6
	視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚障害2級以上	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者が用意に使用し得るもの	99,800	6
	視覚障害者用拡大読書器	視覚障害者であって、本装置により文字等を読むことが可能になる者	画像入力装置を読みたいもの(印刷物等)の上に置くことで、簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せるもの	198,000	8
	視覚障害者用時計	視覚障害2級以上	視覚障害者が容易に使用し得るもの	13,300	10
	聴覚障害者用通信装置	聴覚障害者又は発音・発語に著しい障害を有する者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として認められる者	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、障害者が容易に使用できるもの	71,000	5
	聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害者であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる者	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者が容易に使用し得るもの	88,900	6
	人口喉頭	喉頭摘出者	音声機能を喪失した者に対して代用音声として性能を備えたもの	72,200	5
	点字図書	主に、情報の入手を点字によっている視覚障害者	月刊や週刊等で発行される雑誌を除く点字図書とする。	既存の墨字図書の価格	—
排泄管理支援用具	紙おむつ等	二分脊椎等先天性疾患(先天性鎖肛を除く。)に起因する神経障害による高度の排便機能障害又は高度の排尿機能障害のある者で、紙おむつ等を必要とする者 おおむね3歳未満に脳性麻痺等脳原生運動機能障害を発症した者で肢体障害2級以上の者又は療育手帳(障害程度A)及び肢体障害者で寝たきり若しくは常時失禁状態にある者 常時失禁状態であり、市長が特に必要と認めた者	紙おむつ、洗腸用具、サラシ・ガーゼ等衛生用品	12,000	—
	ストマ用装具(尿路系)	腸管の切除、又は膀胱の切除によって肛門からの排便又は膀胱から排尿が困難となり、腹部に人工肛門又は人工膀胱を設け排泄を行っている者	低刺激性の粘着剤を使用した密封型の収納袋で尿処理用のキャップ付とする。ラテックス製又はプラスチックフィルム製、皮膚保護剤(袋を身体に密着させるもの)	13,330	—
	ストマ用装具(消化器系)	同上	低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の収納袋とする。ラテックス製又はプラスチックフィルム製、皮膚保護剤(袋を身体に密着させるもの)	11,250	—
	収尿器	脊髄損傷等による排尿障害により収尿器を必要とする者	採尿器とストマ用装具(尿路系)で構成し、尿の逆流防止装置をつけるものとする。	8,500	—
住宅改修費	居宅生活動作補助用具	下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る。)を有する者であって障害等級3級以上の者(ただし、特殊便器への取替えをする場合は、上肢障害2級以上の者)	障害者の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの。ただし住宅改修の範囲は次にあげるものとする。(1)手すりの取り付け(2)段差の解消(3)滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更(4)引き戸等への扉の取替え(5)洋式便器等への便器の取替え(6)その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修	200,000	—